

大田市職員の休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第 3 8 号

大田市職員の休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大田市職員の休日及び休暇に関する条例施行規則（平成 1 7 年大田市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 2 第 2 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第 5 条の 3 第 2 項中「介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（」を削り、「規定による」の次に「同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する」を、「ある日」の次に「の介護時間」を加え、「当該 2 時間」を「1 日につき 2 時間」に、「時間）」を「時間」に改める。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（条例第 1 7 条第 2 項の規則で定める期間）

第 9 条の 2 条例第 1 7 条第 2 項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が 1 歳 1 1 か月に達する日の翌々日から 2 歳 1 1 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。